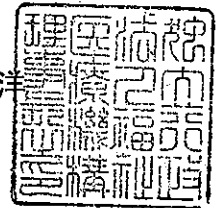


福業第0401002号

平成20年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋



消防用設備設置資金貸付事務取扱要領の制定について

標記につきまして、別添のとおり制定し、平成20年4月1日から実施することと
しましたので通知いたします。

消防用設備設置資金貸付事務取扱要領の制定について

I 制定の趣旨

平成18年1月8日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」における火災を踏まえ、消防庁において、消防法施行令の改正(平成19年6月13日公布)を行い、社会福祉事業施設におけるスプリンクラー設備等の消防用設備の設置基準を見直したところである。

これにより、新規に開設する施設はもとより、既に開設している認知症高齢者グループホーム等の比較的小規模な社会福祉事業施設についても、平成24年3月末までにスプリンクラー設備等の消防用設備の設置が義務付けられることとなった。

消防用設備設置資金貸付制度は、当該政令改正への円滑な対応に資することを目的としている。

なお、当該資金は多くの需要が見込まれること、また、資金の性質を考慮すると迅速かつ円滑な受理、審査及び資金の交付が求められることから、当該貸付に係る貸付事務取扱要領を制定するものである。

※ 障害者自立支援法に規定する共同生活援助(障害者グループホーム)及び共同生活介護(障害者ケアホーム)を実施する事業について、通常の貸付けにおいては特定非営利活動法人(NPO法人)を貸付けの相手方とはしていないが、当該政令改正への対応に資するため、消防用設備を設置する事業に限り、貸付けの相手方にNPO法人を追加することを予算要求し、平成23年度末までの措置として認められているところ。

II 制定の考え方

1. 現行の独立行政法人福祉医療機構直接貸付事務取扱要領(以下「直接貸付事務取扱要領」という。)に準拠して条文化している。
2. 改正の必要のない条文については、現行の直接貸付事務取扱要領と同様としている。
3. 借入申込書等の様式については、必要事項を中心として簡素化している。

III 主な貸付けの内容

1. 貸付けの対象

消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)に基づき消

・防用設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備）を設置する認知症高齢者グループホーム等の経営者（法人）を対象とする。

2. 貸付金の使途

消防用設備の設置に必要な資金とする。

3. 担保

担保は、貸付金額に相応するものを徴することとする。

ただし、抵当権の順位は、担保余力のある限り必ずしも第一順位であることを要しないこととする。

また、貸付金額が1,000万円以下の場合は担保を不要とすることができることとする。

4. 保証人

原則として、法人代表者を含め2名以上の連帯保証人を立てさせるものとする。

なお、代表者以外の保証人は法人役員又は施設管理者とする。

5. 借入れの申込み

(1) 消防用設備設置資金の借入れを希望する法人は、借入申込書を当該施設を管轄する都道府県又は市町村を経由し、若しくは直接提出するものとする。

(2) 都道府県知事又は市町村の長は、借入申込書の提出にあたり必要な意見を付すものとする。

6. 審査

審査においては、独立行政法人福祉医療機構文書処理規程別表2に規定する決裁権者の決裁を受けることとする。

7. その他

上記のほか、消防用設備設置資金の貸付けについては、直接貸付事務取扱要領等の定めるところによるものとする。

IV 施行時期

この貸付事務取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。

消防用設備設置資金貸付事務取扱要領

(H20.4.1 細則第1号)
平成20年4月1日制定

目次

- 第1章 総則
 - 1 総則
 - 2 業務の範囲
 - 第2章 貸付条件
 - 1 通則
 - 2 貸付対象
 - 3 貸付金の使途
 - 4 貸付金額
 - 5 利率
 - 6 償還期間及び据置期間
 - 7 元金の償還方法
 - 8 利息の支払方法
 - 9 担保
 - 10 保証人
 - 11 延滞損害金
 - 12 違約金
 - 13 弁済補償金
 - 14 貸付受入金制度の適用
 - 第3章 借入申込みの受理及び審査
 - 第1節 借入申込みの受理
 - 1 借入申込み
 - 2 借入申込みの受理
 - 3 借入申込みの取下げ又は変更
 - 第2節 審査
 - 1 通則
 - 2 審査の内容
 - 3 審査の手順
 - 4 審査表の作成
 - 5 決裁
 - 第3節 審査結果の通知
 - 第4章 資金の貸付け
 - 第5章 貸付金の管理回収
 - 第6章 帳簿
- 附則

第1章 総則

1 総則

福祉貸付に関する業務のうち、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）に基づく消防用設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備及び非常警報器具又は非常警報設備に限る。）の設置（以下、「消防用設備の設置」という。）に必要な資金の貸付けに関する業務は、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）、独立行政法人福祉医療機構債権管理規程（平成15年規程第18号。以下「債権管理規程」という。）、独立行政法人福祉医療機構貸付準則（平成15年規程第13号。以下「貸付準則」という。）、その他独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の諸規程等及び機構の発する通知によるほか、この取扱要領に基づいて処理するものとする。

2 業務の範囲

- (1) 本貸付けに関する業務の範囲は、第2章2の(1)に定める施設についての3に定める資金の借入申込みの受理、審査、資金の貸付け、資金の回収及びこれらに付帯する業務とする。
- (2) 本貸付けにおける取り扱いは、全て直接貸付とする。
- (3) 本貸付けを利用した貸付先については、以後、独立行政法人福祉医療機構直接貸付事務取扱要領（平成15年細則第7号。以下「事務取扱要領」という。）別表1に掲げる「既に直接貸付で取り扱った施設等を開設している者」としては取り扱わない。

第2章 貸付条件

1 通則

消防用設備の設置に必要な資金の貸付けに係る貸付条件は、業務方法書及び貸付準則に定めるもののほか、本章に定めるところによる。

2 貸付対象

- (1) 貸付対象となる施設は、業務方法書第4条第1項に掲げるもののうち、消防法施行令の一部を改正する政令に基づき改正される消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（六）のロ及びハに規定するものとする。
- (2) 貸付けの相手方は、業務方法書第4条第1項及び附則（平成15年10月1日施行）第11条に規定する者とする。

3 貸付金の使途

貸付金の使途は、消防用設備の設置に必要な資金とする。

4 貸付金額

事務取扱要領第2章第1節4を準用する。

5 利率

事務取扱要領第2章第1節7を準用する。

6 償還期間及び据置期間

事務取扱要領第2章第1節8を準用する。

7 元金の償還方法

事務取扱要領第2章第1節9を準用する。

8 利息の支払方法

事務取扱要領第2章第1節10を準用する。

9 担保

- (1) 担保は、原則として徴するものとする。担保物件は登記、登録等第三者対抗要件を具備することが容易であって、それにより確実に貸付金債権を担保することのできるものに限る。
- (2) 貸付けの対象となる施設（以下「融資対象施設」という。）の敷地である土地及び建物は、原則として担保に徴する。
- (3) 抵当権の順位は、担保余力のある限り、必ずしも第1順位であることを要しない。
- (4) 担保物件の評価は、原則として次によるものとする。

ア 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価書のほか、次によることができる。

(ア) 都道府県社会福祉協議会の評価委員会が行った評価証明書で機構が認めたもの

(イ) 地方公共団体の長の発行した固定資産評価証明書

(ウ) 銀行等が不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の評価方法に準じて評価を行ったもの

(エ) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に定める土地鑑定委員会の公示価格、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）に定める基準地の標準価格等

(オ) 融資対象施設の敷地である土地については、原則としてその取得価格

- (カ) 借入申込者が所有する既存の建物については、借入申込者の直近年度の決算書類等に記載された建物の価額に基づく額（ただし、減価償却を行っている場合に限る。）
 - イ 貸付金により建築した建物又は取得した土地を担保に徴する場合は、担保物件評価認定申請書（様式4）に基づく機構が認定した額
 - ウ 貸付金をもって建築する建物は、建築工事費（敷地造成工事費を除く。）、特殊付帯設備工事費及び設計監理費の合計額
- (5) 次のいずれかに該当する場合であつて、債権保全上特に支障がないと認めたものについては、担保を徴することを要しないことができる。
- ア 金融機関が、元利金の全額について償還期間のすべてにわたり債務保証を行うもの
 - イ 貸付金額が1,000万円以下のもの
 - ウ 償還期間が1年以内のもの

10 保証人

- (1) 保証人は、原則として2名以上の連帯保証人を立てさせるものとする。
- (2) 連帯保証人は、原則として次によるものとする。
 - ア 法人代表者は、保証人とする。
 - イ 法人代表者以外の保証人は、法人役員又は施設管理者とする。
- (3) 法的・制度的補助金又は地方公共団体等の補助金を受けて行う消防用設備の設置に必要な資金に対する貸付けであつて、元利金の全額について償還期間のすべてにわたり地方公共団体の条例、補助要綱又は債務負担行為による助成がなされるものについては、保証人を立てさせることを要しない。

11 延滞損害金

事務取扱要領第2章第1節13を準用する。

12 違約金

事務取扱要領第2章第1節14を準用する。

13 弁済補償金

事務取扱要領第2章第1節15を準用する。

14 貸付受入金制度の適用

事務取扱要領第2章第1節16を準用する。

第3章 借入申込みの受理及び審査

第1節 借入申込みの受理

1 借入申込み

- (1) 消防用設備の設置に必要な資金の借入れを希望する者（以下「借入申込者」という。）は、別表に定める借入申込書類を、当該借入対象施設を管轄する都道府県又は市町村を経由し、若しくは借入申込者から直接提出させるものとする。
- (2) 借入申込みにあつては、業務方法書第21条の規定による都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の長の意見書（様式2）を徴するものとする。

2 借入申込みの受理

事務取扱要領第3章第1節3を準用する。

3 借入申込みの取下げ又は変更

事務取扱要領第3章第1節4を準用する。

第2節 審査

1 通則

事務取扱要領第3章第2節1を準用する。

2 審査の内容

事務取扱要領第3章第2節2を準用する。

3 審査の手順

事務取扱要領第3章第2節3を準用する。

4 審査表の作成

事務取扱要領第3章第2節4を準用する。

5 決裁

審査表を作成したときは、各種審査会運営要領の規定にかかわらず、独立行政法人福祉医療機構文書処理規程（平成15年規程第3号）別表2に規定する決裁権者の決裁を受けることとする。

第3節 審査結果の通知

事務取扱要領第3章第3節を準用する。ただし、同節の「審査会への付議」は「決裁」と読み替えるものとする。

第4章 資金の貸付け

事務取扱要領第4章を準用する。

第5章 貸付金の管理回収

事務取扱要領第5章を準用する。

第6章 帳簿

事務取扱要領第7章を準用する。

附 則

この事務取扱要領は、平成20年4月1日から実施する。

別表

借入申込みに係る提出書類等

提出させる書類等		提出書類の様式
消防用設備設置資金借入申込書		様式1
添付書類	【消防用設備設置資金の申込みに必要な書類】	
	◇消防用設備設置資金借入申込に関する意見書	様式2
	◇消防用設備設置工事費等見積書	様式3
	◇必要な図面・求積表等	
	【資金計画の確認に必要な書類】	
	◇補助金に関する確認書類	
	◇贈与金・寄付金に関する確認書類	
	◇借入金・自己資金に関する確認書類	
	【借入金償還財源の確認に必要な書類】	
	◇借入金償還計画に関する書類	
	◇贈与契約書の写	
	◇地方公共団体の債務負担行為議決書抄本	
	【担保物件の確認に必要な書類】	
	◇担保物件評価認定申請書	様式4
	【保証人の確認に必要な書類】	
【収支予想、資金収支等の確認に必要な書類】		
【その他共通書類】		
◇敷地・建物・担保予定の状況	様式5	
◇連帯保証人承諾書	様式6	

	法人の場合	◇定款又は寄付行為	
		◇過去の決算書	
		◇借入れに関する理事会等の決議録の写	
	【上記の他、審査に必要と認められる書類】		

消防用設備設置資金借入申込書

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

【借入申込者の概要】		都道府県等提出日	年	月	日
		機 構 提 出 日	年	月	日
住 所	〒	電話： ()			
	[フリガナ]				
法 人 名 称	[フリガナ]				
		法人実印			
法人設立年月日	明・大・昭・平	年	月	日	
代 表 者 氏 名	[フリガナ]				
	[生年月日]	明・大・昭・平	年	月	日生 (満 歳)

【借入希望条件】

借入申込金額	千円・・・内訳は、下記「申込施設の概要」のとおり				
償 還 期 間	3箇月賦償還	年(うち据置期間	か月)	資金交付希望時期	年 月
	年賦償還	年(うち据置期間	か月)		
金 利 制 度	1	完全固定金利制度			
	2	10年経過ごと金利見直し制度			
保 証 人	1	連帯保証人 _____ 名・・・別紙連帯保証人承諾書のとおり			
	2	地方公共団体が償還金を全額負担			

【申込施設の概要】

借入申込施設	施設種類	施設名称	借入申込金額
			千円
上記のうち、主たるものの所在地	〒		

【機構借入金の有無と借入残高】(旧社会福祉事業振興会、旧医療金融公庫及び旧社会福祉・医療事業団からの借り入れを含む。)

機構借入実績の有無	有 (現在残高 _____ 千円：平成 _____ 年 _____ 月末現在)、 無 ※現在残高が無い場合でも、過去に借入れの実績がある場合は有としてください。
-----------	---

【資金計画】

(金額単位：千円)

資金計画	借入申込施設	区分	所要資金の総額	機構借入金	補助金 交付金	共同募金 <small>(※原分金が要配者指定の 付金を明示してください)</small>	贈与金 <small>(※貸付金の要配者指定による 返済はできません)</small>	その他借入金	自己資金		
			①	設置工事費等							
				設備備品整備費							
			%	小計							
			②	設置工事費等							
				設備備品整備費							
%	小計										
対象外事業費											
合計											
その他借入金の内訳	借入先	借入金額	借入時期	償還期間 (うち据置期間)	利息	償還財源	協調融資				
			年 月	年 月 (年 月)	% (変動・固定)						
			年 月	年 月 (年 月)	% (変動・固定)						
			年 月	年 月 (年 月)	% (変動・固定)						
	合計										

【事務担当者】

住所	〒		
連絡先(施設名等)			
フリガナ			
氏名			
(役職名)	()	電話:	()
		FAX:	()

※銀行等の借入れがある場合には、当該金融機関と担保及び融資時期等についての事前協議を行う場合がありますので、下記に金融機関の担当者等連絡先を記入してください。

金融機関名	担当者職名・氏名	電話番号	FAX番号
(支店)	様	()	()
(支店)	様	()	()
(支店)	様	()	()

機構処理欄	受理日: 年 月 日	受理番号:	顧客番号:
-------	------------	-------	-------

消防用設備設置資金借入申込に関する意見書

[事業の概要]

借入申込者名	
--------	--

○ 資金計画 (予定)

(単位:千円)

総事業費	機構借入金	補助金 交付金	共同募金	贈与金	協調融資	その他 借入金	自己資金

○ 事業内容

施設種類	施設名称	設置する消防用設備
		<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> その他 ()

[都道府県知事 (指定都市又は中核市の長) 又は市区町村長の意見]

○ 法令との整合性

当該事業は、消防法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第179号) に基づき、消防用設備を設置する事業である。

平成 年 月 日

民生主管部 (局) 長

㊟

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

消防用設備設置工事費等見積書

(「借入申込書」の資金計画欄における申込施設の融資率・貸付利率の異なる施設ごとに作成してください)

平成 年 月 日

(借入申込者)

殿

(見積業者)

住所

名称

印

代表者

工 事 名	
工 事 期 間	(着工) 年 月 ~ 年 月

区 分	金額 (消費税を含む)	内 容
1 設 置 工 事 費	千円	特殊工事に該当しない一切の工事費 (設計 監理費を除く。)
2 特殊工事費((A)+(B))	千円	
(A)解体撤去工事費	千円	既存建物の解体・撤去工事に要する費用
(B)仮設施設整備工事費	千円	仮入所棟・園舎等の建設工事に要する費用
3 設 計 監 理 費	千円	
4 設 備 備 品 費	千円	
合 計	千円	

- (注) 1 原本を提出してください。
2 各工事について見積業者が異なる場合は、業者ごとに作成してください。
3 融資率・貸付利率の異なる施設に消防用設備を設置する場合は、それぞれの施設について、当該様式で作成してください。

担保物件評価認定申請書 (過去に機構貸付金により建築又は取得した物件)

平成 年 月 日

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

住所

名称

代表者

漢用

貴機構の平成 年度貸付金により建築又は取得した物件について、次により担保評価額として認定されたく申請します。

(1) 土地 (機構貸付金により取得した物件のみ)

担保評価額 (売買契約金額)		千円		
物件 の 表 示	所在地	地番	地目	地積
				m ²
物件 の 状 況	取得年月日	年 月 日		
	付着する権利	抵当権		その他の権利
		1 抵当権者名	1 権利の種類	
		2 債権額 (現在額)	千円 千円)	2 権利者名
地上物件	1 あり 2 なし			

※記入欄が不足する場合は用紙をコピーのうえ記載してください。

(2) 建物（機構貸付金により建築した物件のみ）

担保評価額	金額	積算内訳		
	千円	(取得原価) 千円 - (残存価格) 千円 × (1 - 10/100) × (償却率) × (経過年数) 年		
物件の状況	所在地		家屋番号	
	種類			
	構造			
	床面積	㎡		
	登記原因日	平成 年 月 日 (経過年数) 年		
敷地の状況	火災保険金額	千円	保険期間	年
	付着する権利	抵当権		その他の権利
敷地の状況	所有者名			
	面積	㎡	借地の場合は借地期間	年
敷地の状況	付着する権利	抵当権		その他の権利
	付着する権利	1 抵当権者名 2 債権額 (現在額) 千円	千円	1 権利の種類 2 権利者名

- (注) 1 取得原価には建築基準法第2条第3号に規定する建築整備の費用及び設計監理費を含むものとします。
 2 残存価格は、減価償却資産の耐用年数に関する財務省令第5条に規定する別表第10（減価償却資産の残存割合表）によります。
 3 「社会福祉法人会計基準の制定について」平成12年2月17日社援第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省社会・援護局施設人材課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知により示された償却率を適用するものとします。
 4 経過年数は、建物の登記原因の日から起算し、1年未満の期間は1年とします。
 5 増築等を行った建物については、経過年数ごとに、この用紙をコピーして作成してください。

敷地・建物・担保予定の状況

今次計画の土地、建物の状況及び担保提供予定となっている物件は下記のとおりです。

区分	整理番号	登記上の表示			所有者又は地上権者 (移転又は設定予定の場合は予定者名)	計画敷地の該当	担保予定状況				備考	機構処理欄										
		(所在)	(地番)	(地目)			(地積) m ²	提供可否	当初順位	最終順位		既存建物の有無	登	公	評	借	抵					
土地	所有権																					
			地積計																			
	地上権																					
			地上権を設定する土地の地積計																			
	建物	所有権		(所在)	(家屋番号)	(種類)	(床面積 小計) m ²															
		建物床面積計																				

(注) 担保提供いただく「建物」には、当該建物の時価を保険金額とする火災保険を掛けていただき、機構が保険金請求権に質権を設定させていただきますので、予めご承知おきください。

連帯保証人承諾書

平成 年 月 日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 殿

私は、 _____ が、独立行政法人福祉医療機構から借入を予定している
_____ 資金等に係る債務について連帯保証人となる
ことを承諾いたします。

[フリガナ] 住 所 (※)		〒 -				
[フリガナ] 氏 名 (※)		[生年月日 明・大・昭 年 月 日 歳] 実印				
連 絡 先		〔電話 () - () - ()〕				
借入申込法人との関係		理事長との関係				
現 職	職業(勤務先)及び職名					
	業 種 等 (事業の内容)					
経 歴 等	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
資 産 及 び 負 債 の 状 況	資 産	科 目	金 額 (時価)	内 訳		
		土 地	㊦+㊧ 千円	㊦ (宅 地)	㊨ (その他の土地)	m ² 千円
	建 物	㊦+㊩ 千円	㊦ [住 宅]	㊩ [そ の 他]	m ² 千円	
	産	現金・預金	千円	[借入金の内訳] [借入先名] [残高] 千円 [借入先名] [残高] 千円 [借入先名] [残高] 千円 [借入先名] [残高] 千円		
		有価証券	千円			
		そ の 他	千円			
		計 (A)	千円			
	負 債	借 入 金	千円			
		そ の 他	千円			
		計 (B)	千円			
正味資産 (A-B)		千円	前年度の所得金額	千円		

- (注) 1 (※) 欄は、必ず本人が署名のうえ、実印を捺印してください。(機構が指定した場合は印鑑証明書(原本)を添付)
 2 機構が指定した場合には前年度の所得証明書(市町村長発行のもの)の原本を添付してください。
 3 金額(時価)欄は、売買事例等を参考にして記入してください。

※記入欄が不足する場合は用紙をコピーのうえ記載してください。